

皆さんの家の防災対策を応援します！！

阪神・淡路大震災では、亡くなった人の8割が住宅の倒壊や転倒した家具の下敷きになったことが原因でした。地震から自分自身や大切な家族を守るため、家具等の転倒防止を行いましょう。

市では市内全世帯を対象に、家庭内の家具等を固定する費用の補助を行っています。

危機管理課 ☎82-4370



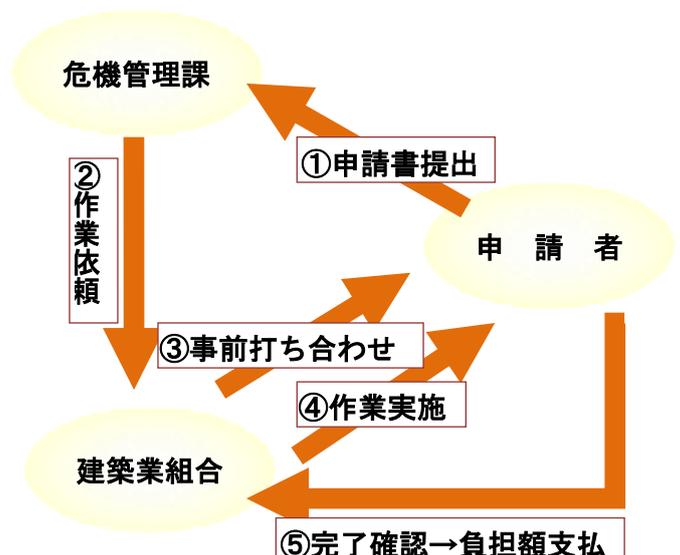
固定費用

固定台数	固定内容	申請者負担額	
		一般世帯	高齢者世帯等
2台	テレビ1台・冷蔵庫1台	2,400円	720円
3台	テレビ1台・冷蔵庫1台・家具等1台	2,700円	810円
4台	テレビ1台・冷蔵庫1台・家具等2台	3,000円	900円
5台	テレビ1台・冷蔵庫1台・家具等3台	3,300円	990円

※高齢者世帯等とは、高齢者世帯（65歳以上の人のみで暮らしている世帯）、障害者1・2級（同居）世帯、介護保険要介護3以上（同居）世帯、母子（父子）世帯をいいます。

※5台を全額自己負担した場合、固定費用+金具代で約23,000円程度かかります。

家具等転倒防止事業の流れ



対象世帯

市内に住所を有し、住民登録のある世帯です。

受付

市役所3階の危機管理課、各支所、駅前サービスセンターで申請を受け付けます。申請書に必要事項を記入・押印して提出して下さい。申請は1世帯につき1回限りです。

※随時受け付けていますが、設置作業実施期間は7月から翌年1月までとなります。

実施内容

○テレビ1台と冷蔵庫1台は必ず固定します。さらに、希望に応じてタンス等の家具3台までを固定します。合計5台までが対象です。

○固定作業の実施にあたっては、くぎ、ネジ、固定金具等を使用します。

○家屋の柱、壁、床等の補強は行いません。

○事業完了後の移動や固定器具の取り外しは行いません。

○固定作業は、市が委託した業者が行います。

※家具等の固定は、地震災害時の転倒防止を完全に保証するものではありませんので、固定した家具等の転倒による被害の責任は負いません。

※鉄筋造り住宅等は、場合により固定できない場合があります。

裏面に申請書があります。☺

家庭内家具等固定申請書

御殿場市長 様

申請者(世帯主)住 所 御殿場市
 氏 名 _____ 印
 電話番号 _____

下記に掲げる条件を承諾し、家庭内家具等を固定することを申請します。

記

区 名		世帯番号	— —
住居の種類	持 家・借 家・アパート・市営住宅・その他 ()		
世帯構成(該当する世帯構成を○印で囲む)	一般世帯、高齢者世帯、障害者1・2級(同居)世帯 介護保険要介護3以上(同居)世帯、母子(父子)世帯		
固定を希望する家具等の種類、数量 (種類を○印で囲み、()内に数量を記入)	テレビ (1) 冷蔵庫 (1) 和ダンス() 洋服ダンス() 食器棚() その他 _____ () <div style="text-align: right;">合計 _____ 台</div>		
家屋の所有者名	(申請者と所有者が同一の場合、記入不要)		
家屋所有者等の承諾 (住居の種類で市営住宅以外に該当する人)	上記申請により、家庭内家具等を転倒防止のため金具等により家屋(柱、壁、床等)に固定することを承諾します。 _____ 年 _____ 月 _____ 日 所有者 住 所 (管理者) 氏 名 印		

【申請条件】

- 1 申請者が、家具等の固定作業完了の確認したものに対しては、市及び固定作業実施者は責任を負いません。
- 2 家具等の固定は、地震災害時の転倒防止を完全に保証するものではありません。従って、固定した家具等の転倒による被害の損害賠償責任は負いません。
- 3 借家・アパート・市営住宅等を退居する場合、固定金具等の取り外しは各自の責任において、原状に回復して下さい。
- 4 テレビ(主に使用しているもの)、冷蔵庫は災害時に重要な役割を担うことから必ず固定を実施し、これに3台までの家具等を加えた5台までとします。

高齢者	障害者	介護	母子